

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 告 示

ページ

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

（税務課）

一

○国土調査の成果の認証（二件）

（土地対策課）

一

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請

（廃棄物対策課）

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定（九件）

（森林整備課）

二

○道路の区域変更（二件）

（道路課）

五

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

（会計課）

六

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

六

### 教 育 委 員 会

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

八

### 公 安 委 員 会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

八

### 正 誤

○宮城県公報平成二〇年号外第一九号中

八

## 告 示

○宮城県告示第七百五十九号

宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第四百四十九条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所等の所在地 指定取消しの年月日  
株式会社エイトリ 代表取締役 仙台市青葉区五橋二丁目七番十 平成二十年七月一日  
八木 充幸 五号

○宮城県告示第七百六十号  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

平成十八年度から平成十九年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市越河平字打越内、同字打越前、同字久根妻、同字小森、同字小屋館、同字戸之村、同字藤内畑、同字中妻前、同字中ノ町、同字西、同字舟ヶ崎、同字古井沢、同字前田、同字三島前、同字宮ノ脇、同字明神前、越河字愛宕下、同字愛宕山、同字石鳥揚山、同字馬ノ墓、同字馬ノ墓腰山、同字小坂入、同字観音、同字観音前、同字桜岡、同字志村山、同字堤八夕、同字堤山、同字鳥揚、同字花畑山、同字東、同字東入山、同字東後山、同字東前、同字荒井、同字市野、同字権現堂山、同字山居、同字台、同字大仏前、同字大仏山、同字松沢、同字西山、越河五賀字打越、同字向館

五 認証年月日

平成二十年七月七日

○宮城県告示第七百六十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

柴田郡川崎町

二 調査を行った時期

平成十八年度から平成十九年度まで

三 成果の名称

柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡川崎町大字本砂金字大窪山、同字平出山、同字柴ノ岫、同字赤畑山、同字崩山、同字中ノ松倉、同字里城山、同字一石沢山、同字登所山、同字登戸山、同字長坂山、同字西土屋ヶ沢山、同字土屋ヶ沢、同字滝ノ上山、同字高田ノ上山、同字高部田、同字南田ノ上、同字沖田ノ上山、同字田ノ上山、同字滝ノ沢山、同字仁田坂山、同字明亀山、同字西檀山、同字東明亀山、同字上ノ山、同字西明亀山、同字小滝ノ沢、同字長旗山、同字横根山、同字迎柝原、同字前号山、同字抱根山、同字軍入山、同字南抱根山、同字柝原山、同字原山、同字軍沢山、同字軍向、同字原向山、同字竹ノ岫山、同字鈴ヶ峯山、同字西矢来

五 認証年月日

平成二十年七月七日

○宮城県告示第七百六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により告示し、関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設定に関し利害関係を有する者は、同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第六項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十年七月十八日

一 許可申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 日本製紙株式会社

2 所在地 東京都北区王子一丁目四番一号

3 代表者の氏名 代表取締役 中村 雅知

二 産業廃棄物処理施設設置の場所

宮城県東松島市大塩字笹原田一番一、三番一、六番、七番二、九番一、九番二、十一番一、十一番四、十三番五及び十四番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ばいじん及び燃え殻

五 申請年月日

平成二十年三月五日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 廃棄物対策課及び石巻保健所

2 縦覧期間 平成二十年七月十八日から平成二十年八月十八日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十年九月二日

2 提出場所 廃棄物対策課施設班

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町上多田川字舟窪二の五七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢向小田一の一の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種を定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢向小田一の一の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種を定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

刈田郡七ヶ宿町字館ヶ沢一の七、一の二、一の六四、字茂庭道五二の一（次の図に示す部分に限る。）、字鶴ヶ沢五二の二・五二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五六の一、字蟹沢一五、字茂ヶ沢九三の三、字大野沢二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒文字原六六の一、六七、七一、七二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種を定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字本沢軽井沢の一、一の一、二の一（次の図に示す部分に限る。）、二の三から二の八まで、三、四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種を定めぬ。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
栗原市鶯沢北郷塚五の一、七、八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

北郷塚五の一・七・八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町宮崎北二四・二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の一から二六の八まで、二六の一、二六の二、二七の一から二七の一まで、二八の一、二八の二、二八の三（次の図に示す部分に限る。）、二八の四から二八の六まで、二八の九（次の図に示す部分に限る。）、二九の二、二九の五から二九の八まで、二九の一〇、二九の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。（）

○宮城県告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市小原字七里沢二〇の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

○宮城県告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

た。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒文字鍛冶屋一一九の三七、一一九の八二、一一九の八三、一一九の一五二から一一九の一五四まで、一一九の二五七から一一九の二六七まで、一一九の二六九から一一九の二七三まで、一一九の一七五、文字上向二の三二、文字津花六〇、六一、六二の一、六二の三、六三の一、六三の三から六三の二四まで、六三の二五（次の図に示す部分に限る。）、六三の二六、六三の二七、六三の三三、六三の三五、六三の三七、六三の三九、六三の四一、六三の四三、六三の四五、六三の四七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

○宮城県告示第七百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年七月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 塩釜吉岡線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
黒川郡大和町鶴巣北目大崎字山下二六番九地先から同町鶴巣北目大崎字新千刈田二七番一地先まで	一七・〇〇	一六・〇〇	二八・〇	三九〇・〇

○宮城県告示第七百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年七月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 榊沢吉岡線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
	前	後			
黒川郡大和町吉田字瀬野久沢五番二五地先から同町吉田字沢渡北七一番地先まで	三・八〇	九・〇〇	八一八・〇	一、二四三・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第七百七十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表株式会社荘内銀行の項中

名取エアリ支店	名取市増田字関下四百六十番地（十街区一画地）	県庁支店
明石台支店	黒川郡富谷町明石台六丁目三番六	県庁支店
名取エアリ支店	名取市増田字関下四百六十番地（十街区一画地）	県庁支店
ジャスコ多賀城支店	多賀城市町前四丁目一番一号	県庁支店
明石台支店	黒川郡富谷町明石台六丁目三番六	県庁支店

公 告

この告示は、平成二十年八月二日から施行する。

附 則

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十年七月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 大型連続式放電プラズマ焼結機（二台）
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十一年三月三十日
  - 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
  - 3 2以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二條の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつ

ては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで指名停止の措置を受けていない者であること。

6 当該物品に対して迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

7 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十年八月四日午後五時までに申請すること。  
三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班（担当 書八 治 電話〇二二・二二一・三三三三）

2 入札説明書の交付期限  
平成二十年八月八日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十年八月六日まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査  
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十年八月十二日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所  
(一) 日時 平成二十年八月二十八日午後五時まで  
(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の入札執行の場所及び日時までとする。

5 入札執行の日時及び場所  
平成二十年八月二十九日午前十時 第一入札室（宮城県庁舎二階）

四 入札に参加することができない者  
1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百零三条及び第一百零四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第三条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生じるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to Be Procured : Spark Plasma Sintering System (1)

2 Deadline for Delivery : March 30, 2009.

3 Place of Delivery : Each of the public works office.

4 Deadline for Bid : August 28, 2008, 5:00 p.m.

5 Contact Person : Osamu Chubachi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL : 022-211-3333

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第七号  
事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。  
平成二十年七月十八日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十一年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の表第一号5中「免状（）」の下の「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第八号。以下「職專免条例」として。）第二十条第一号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十一条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成二十年文部科学省告示第五十一号。以下「告示第五十一号」として。）第一号に規定する職類を改訂する旨の訓令）」を「第六号」の下の「免状（）」の下の「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第八号。以下「職專免条例」として。）第二十条第一号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十一条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成二十年文部科学省告示第五十一号。以下「告示第五十一号」として。）第一号に規定する職類を改訂する旨の訓令）」と改訂する。

但し、告示第五十一号の「免状（）」の下の「免状（）」の下の「免状（）」を「免状（）」と改訂する旨の訓令は、告示第五十一号の「免状（）」の下の「免状（）」を「免状（）」と改訂する旨の訓令と併せて施行する。

此の訓令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第119号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。  
平成20年7月18日

宮城県公安委員会

委員長 藤崎 三郎助

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成19年、20年度自動車安全運転	平成20年8月20日から	仙台市泉区市名坂字

センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成20年10月31日まで	高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成20年7月18日（金）から平成20年8月19日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成20年7月18日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。  
問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）

### 目録

○宮城県公安委員会告示第119号（平成二十年七月十八日）中

ページ	目録	ページ	目録
六	一	五	三
	土木事務所 （気仙沼土木事務所を 除く。）	所長	三種
	副所長	四種	
	技術副所長	五種	
	土木事務所 （気仙沼土木事務所を 除く。）	所長	三種
	副所長	四種	
	技術副所長	五種	